

指定訪問看護ステーション事業  
指定介護予防訪問看護ステーション事業

重要事項説明書

医療法人社団 三誠会

訪問看護ステーション北斗わかば



## (介護保険) 訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

訪問看護及び介護予防訪問看護の提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

### 1. 事業者の概要

名 称	医療法人社団三誠会
所 在 地	〒434-0015 浜松市浜名区於呂3181-1
代 表 者	理事長 杉 本 昌 宏
電 話 番 号	053-588-5000

### 2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	訪問看護ステーション北斗わかば	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	浜松市浜名区豊保245-6	
電 話 番 号	053-588-3555	
指定年月日 事業所番号	平成29年 5月15日指定	2267290274
管 理 者 の 氏 名	鈴木 千絵子	
通常の事業の 実施地域	【浜名区】油一色、内野、内野台一丁目～四丁目、大平、尾野、於呂上島、上善地、貴布祢、小林、小松、三大地、新原、善地、染地台一丁目～六丁目、高園、高畑、寺島、道本、豊保、永島、中条中瀬、新野、新堀、西中瀬一丁目～三丁目、西美蘭、沼、根堅、灰木、東美蘭、平口堀谷、本沢合、宮口、八幡、横須賀、四大地、竜南、都田町 【天竜区】二俣町、青谷、渡ヶ島、緑恵台、両島、山東、大谷、船明 【中央区】西ヶ崎町、笠井町、豊町、積志町、半田山 【磐田市】豊岡、上新屋、加茂、池田 ・上記の区域以外は、個別に相談するものとする。	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
-------	---

運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス・居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者・地域包括支援センター等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
-------	---

#### 4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、看護師、准看護師（以下「訪問看護職員」といいます）及びセラピストが、ご自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

サービス内容は以下のとおりです。

- ①病状、全身状態の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③療養上の世話
- ④褥瘡の予防、処置
- ⑤マッサージなどのリラクゼーション
- ⑥認知症患者の看護
- ⑦療養生活や介護方法の指導
- ⑧カテーテルの管理
- ⑨リハビリテーション
- ⑩その他医師の指示による医療処置

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日・祝日 但し、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	平 日 午前9時00分から午後5時00分まで 祝 日 午後9時00分から午後5時00分まで

#### 6. 事業所の職員体制

管理者	1	名（兼務）
看護職員 常勤換算方法	2.5	名以上
理学療法士	1	名（兼務）
作業療法士	1	名（兼務）
言語聴覚士	1	名（兼務）

#### 7. 訪問看護ステーションで提供する理学療法等

訪問看護ステーションで提供する理学療法等は、訪問看護の一環としてリハビリテーションを行います。看護職員と理学療法士等がそれぞれの視点を持ちながら十分に連携を図り、利用者の生活機能の維持・向上を効率的に行えること等を目的とします。

## 8. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(訪問看護職員)、セラピスト及びその管理責任者は次表のとおりです。

担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、当事業所の管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	鈴木千絵子、小笠原敬子、森奈美 深見莉可、酒井和美、月花幸子
訪問看護リハビリ職員の氏名	
管理責任者の氏名	鈴木 千絵子

## 9. 利用料と自己負担額

サービスを利用した場合の訪問看護費は下表のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として訪問看護利用料に利用者の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額です。

(1) 訪問看護の利用料

【基本訪問看護費】

<看護師又はセラピストが行う訪問看護>

(1 単位：10.21 円)

サービスの内容 1回あたりの所要時間	単位数	基本利用料	ご利用者負担額 (1回あたり)		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314単位/回	3205円	321円	641円	962円
20分以上30分未満	471単位/回	4808円	481円	962円	1443円
30分以上1時間未満	823単位/回	8402円	841円	1681円	2521円
1時間以上1時間30分未満	1,128単位/回	11516円	1152円	2304円	3455円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 1回(20分)につき	294単位/回	3001円	301円	601円	901円
緊急加算・特別管理加算を算定していない場合は8単位減算	286単位/回	2920円	292円	584円	876円

※ 准看護師が行う訪問看護については、上表金額より1割減となります。

※ 厚生労働大臣が定める状態又は主治の医師が必要と認める場合は退院当日の訪問看護が可能です。

【加算】以下の要件を満たす場合、上表の基本訪問看護費に下表の料金が加算されます

(1 単位 10.21 円)

加算の種類	加算の要件	単位数	基本 利用料	ご利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	254単位	2593円	260円	519円	778円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	402単位	4104円	411円	821円	1232円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	300単位	3063円	307円	613円	919円
初回加算Ⅰ	新規の利用者へサービス提供を退院当日より開始した場合（1月につき）	350単位	3573円	358円	715円	1072円
初回加算Ⅱ	新規利用者へサービス提供を退院当日以外の日より開始した場合（1月につき）	300単位	3063円	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り）	600単位	6126円	613円	1226円	1838円
看護体制強化加算Ⅱ	医療ニーズの高い利用者に対応する体制を構築していることの評価（1月につき）	200単位	2042円	205円	409円	613円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	計画外で緊急訪問をおこなった場合（1月につき） なお、1月のうち2回目以降の早朝・夜間・深夜には加算がつく	600単位	6126円	613円	1226円	1838円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	500単位	5105円	511円	1021円	1532円
特別管理加算Ⅱ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	250単位	2552円	256円	511円	766円
ターミナルケア加算	死亡日前14日以内2回以上のターミナルケア（搬送先医療機関で24時間以内の死亡は算定可）	2,500単位	25525円	2553円	5105円	7658円

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本訪問看護費】

＜看護師とセラピストが行う訪問看護＞

(1 単位：10.21円)

サービスの内容 1回あたりの所要時間	単位数	基本利用料	ご利用者負担額 (1回あたり)		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303単位/回	3093円	310円	619円	928円
20分以上30分未満	451単位/回	4604円	461円	921円	1382円
30分以上1時間未満	794単位/回	8106円	811円	1622円	2432円
1時間以上 1時間30分未満	1,090単位/回	11128円	1113円	2226円	3339円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 1回(20分)につき	284単位/回	2899円	290円	580円	870円
12月を超えて行う場合で 緊急加算・特別管理加算を算 定している場合は5単位減算	279単位/回	2848円	285円	570円	855円
12月を超えて行う場合で 緊急加算・特別管理加算を算 定していない場合は8単位減 算	276単位/回	2817円	282円	564円	846円

※ 准看護師が行う訪問看護については、上表金額より1割減となります。

※ 厚生労働大臣が定める状態又は主治の医師が必要と認める場合は退院当日の訪問看護が可能です。

【加算】以下の要件を満たす場合、上表の基本訪問看護費に次表の料金が加算されます。

(1単位： 10.21円)

加算の種類	加算の要件	単位数	基本利用 基本 利用料	ご利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	254単位	2593円	260円	519円	778円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	402単位	4104円	411円	821円	1232円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	300単位	3063円	307円	613円	919円
初回加算Ⅰ	新規の利用者へサービス提供を退院当日より開始した場合(1月につき)	350単位	3573円	358円	715円	1072円
初回加算Ⅱ	新規利用者へサービス提供を退院当日以外の日より開始した場合(1月につき)	300単位	3063円	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り)	600単位	6126円	613円	1226円	1838円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	計画外で緊急訪問をおこなった場合(1月につき) なお、1月のうち2回目以降の早朝・夜間・深夜には加算がつく	600単位	6126円	613円	1226円	1838円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	500単位	5105円	511円	1021円	1532円
特別管理加算Ⅱ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	250単位	2552円	256円	511円	766円
ターミナルケア加算	死亡日前14日以内2回以上のターミナルケア(搬送先医療機関で24時間以内の死亡は算定可)	2,500単位	25525円	2553円	5105円	7658円

- (注1) 上表の訪問看護費は、厚生労働大臣が告示で定める料金であり、これが改定された場合は、これら訪問看護費も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい訪問看護費を書面でお知らせします。
- (注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- (注3) 利用料は1ヵ月ごとに計算する為、円未満の端数処理などにより多少の誤差が生じることがあります。

### (3) その他の費用

介護保険の給付の対象とならないその他のサービスは、次のとおりであり費用は実費となります。

- ① サービス提供区域外の利用者については、以下の交通費（往復料金）を請求いたします。  
ただし、中間地域等提供加算を算定する場合は、交通費の請求はいたしません。

・5Km 未満	200 円	・5Km以上～10k m未満	310 円
・10Km 以上～15Km 未満	410 円	・15Km以上～20Km未満	520 円
・20Km以上～25Km 未満	720 円	・25Km以上～30Km未満	820 円
・30Km以上～40Km 未満	1,030 円	・40Km以上	1,550 円

※税込価格

- ② エンゼルケア 5,500 円（税込）

#### ③キャンセル料

利用予定日の直前に、ご利用者の都合でサービスをキャンセルする場合は、原則として、利用日当日の8時30分までに、ご連絡をお願いいたします。利用日当日の8時30分までに連絡がなく、サービスをキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料が発生します。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は、いただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	1,000円
当日訪問して不在の場合	1,000円

#### (4) 利用料、その他の請求及び支払い方法等について

##### (1) 利用料、その他の費用の請求

- ①利用料、その他の費用は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- ②請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月の10日以降1週間以内にご利用者宛に郵送いたします。

##### (2) 利用料、その他の費用の支払い

- ①サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- (ア) 事業者指定口座への振込
- (イ) 現金支払い
- (ウ) 指定口座からの引き落とし

- ②利用料、その他の費用の支払いについて、支払期日から1月以上遅延し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までに支払いがない場合は、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

#### 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し指示を求める等必要な措置を講じます。

主治医	(医療機関の名称) 氏名			
	連絡先電話番号			
緊急連絡先 (家族等)	氏名		関係	
	連絡先(電話番号等)			

#### 11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 12. 感染症の蔓延や自然災害時の対応方法

感染症の蔓延や自然災害等が発生した場合、事業所を一時的に休業する場合があります。休業期間中は、主治医の指示のもと訪問の調節やサービス内容の調節を行わせて頂いた上で、連携協力する訪問看護ステーションによりサービスを提供します。

### (1) 連携体制の留意事項について

- ①連携する訪問看護ステーションが訪問を行う場合は、ご利用者様と連携協力する訪問看護ステーション間で契約を交わすこととなります。
- ②休業期間中の訪問（ケアの実施）については連携協力する訪問看護ステーションにて行い、緊急時の電話相談は当事業所で対応させていただきます。  
※連携ステーションによる緊急的な訪問は、医療的ケアが必要な方を優先的に対応させていただくことをご了承ください。
- ③主治医と相談の上、訪問の調節やサービス内容を調節させて頂く場合があります。
- ④適切な連携を行うため、連携協力する訪問看護ステーション、主治医、ケアマネージャーと必要な情報を共有いたします。
- ⑤規模や状況によっては、対応が困難となる場合があります。

### (2) 連携する訪問看護ステーション

- ・訪問看護ステーション天竜
- ・天竜厚生会訪問看護ステーション
- ・訪問看護ステーションあんしん
- ・日赤訪問看護ステーション
- ・訪問看護ステーション貴布祢
- ・生協訪問看護ステーションあおぞら
- ・リリー訪問看護ステーション北浜
- ・訪問看護ステーションやわらぎ鹿島
- ・ハロン訪問看護ステーション横須賀

### 13. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談等は、以下の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 053-588-3555 面接場所 当事業所の相談室等 担当者：鈴木千絵子（管理者）
---------	---

(2) 行政機関その他苦情受付対応

市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

中央福祉事務所 長寿支援課 中央区役所内 (旧中区・北区 三方原地区)	浜松市中央区元城町103-2 電話番号 053-457-2324
浜名福祉事務所 長寿保険課 浜名区役所内(旧浜北区)	浜松市浜名区貴布祢3000番地 電話番号 053-585-1122
天竜福祉事務所 長寿保険課 天竜区役所内	浜松市天竜区二俣町二俣481 電話番号 053-922-0065
浜名福祉事務所 長寿保険課 北行政センター内 (旧北区 三方原地区以外)	浜松市浜名区細江町気賀305 電話番号 053-523-2863
中央福祉事務所 長寿保険課 東行政センター内(旧東区)	浜松市中央区流通元町20-3 電話番号 053-424-0184
磐田市役所 健康福祉部 高齢者支援課事業給付グループ	磐田市国府台57-7 iプラザ(総合健康福祉会館)3階 電話番号 0538-37-4869
静岡県国民健康保険団体連合会 (介護保険課)	静岡市葵区春日町2-4-34 電話番号 054-253-5590

### 14. サービスの利用にあたっての留意事項

- ①各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱いはできません。
- ②訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りさせていただきます。
- ③体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業の担当者へご連絡ください。

年 月 日

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

【利用者】 住 所：  
氏 名：  
代筆者 (続柄 )

【利用者のご家族等又は法定代理人】  
住 所：  
氏 名：  
利用者との続柄 ( )

年 月 日

当事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

【事 業 者】 浜松市浜名区於呂 3181-1  
医療法人社団 三誠会  
理事長 杉本 昌宏 印

【事業所】 浜松市浜名区豊保 245-6  
訪問看護ステーション 北斗わかば  
所長 鈴木 千絵子 印